

宅建業法⑧ 「重要事項の説明」



1. 重要事項説明の義務は誰が負っていて、説明するのは誰？
2. 誰に説明するの？
3. 説明の仕方は？
4. 記名するのは誰？
5. 複数業者がからんだらどうなる？
6. 重要事項説明は対面でなければならないの？
7. 説明する内容は、しっかりと覚えること

1. 重要事項説明義務は、宅建業者が負っていて、宅建業者は、宅建士に説明させるようにしなければならない義務を負っている
2. 買主、交換の当事者、借主になろうとする者で、宅建業者以外の者に対して説明しなければならない
3. 契約成立前に、宅建士が宅建士証を提示して、先に用意してある重要事項説明書を順に説明
4. 重要事項説明書への記名は宅建士がする
5. 買主以外の宅建業者は、複数業者の全部が重要事項説明の義務を負う
6. 対面だけでなく、一定の条件のもとに、テレビ会議等ITを使った方法でも重要事項説明は可能
7. 説明する内容は取引により違うので、それぞれを覚える

宅建業法⑧' 「供託所等の説明」



1. 供託所等の説明は誰がする？
2. 供託所等の説明は重要事項説明か？
3. 供託所等の説明はいつするのか？
4. 説明方法は？

1. 供託所等の説明は、誰がしてもよい。宅建士でなくてもよい
2. 供託所等の説明は、重要事項説明ではない
3. 供託所等の説明は、契約**成立前**にするようにしなければならない(条文は「するようしなければならない」だが、問題で「契約成立前にしなければならない」という文言は、正しい肢となることに注意)
4. 説明は、口頭でも文書でもどちらでもよい